

サービス業販売チャネル新規開拓・生産性向上支援事業

Q&A

番号	質問	回答
○ 申請要件について		
1	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少が申請要件になりますか。	売上減少は申請要件ではありません。
2	卸小売業を営む企業とは具体的にどのような企業が当たるのでしょうか。	<p>総務省が定める日本標準産業分類「大分類I卸売業, 小売業」に該当する業務を営む企業を指します。</p> <p>「大分類I卸売業, 小売業」とは「原則として、有体的商品を購入して販売する事業所」とされており、販売業務に付随して行う軽度の加工（簡易包装, 洗浄, 選別等）, 取付修理も本分類に含まれます。詳細は総務省ホームページをご確認ください。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000290728.pdf</p> <p>ご自身の業種について不明な点がある場合は、本事業の事務局（099-248-8617）までお問い合わせください。</p>
3	飲食業を営む企業とは具体的にどのような企業が当たるのでしょうか。	<p>総務省が定める日本標準産業分類「大分類M宿泊業, 飲食サービス業」の「飲食サービス業」に該当する業務を営む企業を指します。</p> <p>「飲食サービス業」とは「主として客の注文に応じ調理した飲食料品, その他の食料品又は飲料をその場所で飲食させる事業者並びに、客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で提供又は客の求める場所に届ける事務所及び客の求める場所において、調理した飲食料品を提供する事業所」とされています。ここでいう調理とは、形状, 性質を変える加熱, 切断, 調整（成型, 味付）をいい, 単に再加熱するだけのものは含みません。また百貨店, 遊園地などの一区画を閉めて飲食サービス業が営まれている場合, それが独立の事業所であれば本分類に含まれます。詳細は総務省ホームページをご確認ください。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000290728.pdf</p> <p>ご自身の業種について不明な点がある場合は、本事業の事務局（099-248-8617）までお問い合わせください。</p>

サービス業販売チャネル新規開拓・生産性向上支援事業

Q&A

番号	質問	回答
4	宿泊業を営む企業とは具体的にどのような企業が当たるのか。	<p>総務省が定める日本標準産業分類「大分類M宿泊業，飲食サービス業」の「宿泊業」に該当する業務を営む企業を指します。</p> <p>「宿泊業」とは「一般公衆，特定の会員等に対して宿泊を提供する事業所」とされています。詳細は総務省ホームページをご確認ください。 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000290728.pdf)</p> <p>ご自身の業種について不明な点がある場合は，本事業の事務局（099-248-8617）までお問い合わせください。</p>
5	上記の業種以外に本事業の対象となる業種はありますか。	<p>総務省の日本標準産業分類の大分類F～Rの業種が対象となります。該当する業種については専用ホームページとパンフレットの補助対象者の欄に記載してあります。</p> <p>また総務省のホームページ※からも確認することができます。</p> <p>ご自身の業種について不明な点がある場合は，本事業の事務局（099-248-8617）までお問い合わせください。</p> <p>※ 総務省 日本標準産業分類 (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/s_eido/sangyo/index.htm)</p>
6	主たる業種が，サービス業でない場合，本事業の対象となりますか。	主たる業種がサービス業でなくても，サービス業を営み，それに対する補助対象経費があれば申し込み可能です。
7	個人事業主は本事業の対象となりますか。	対象となります。
8	NPO法人等は補助対象になりますか。	本事業は県内に本店又は本社を有する卸小売業・飲食業・宿泊業などの業種が対象であり，当該条件を満たせば，NPO法人や協同組合等も対象となります。
9	創業したばかりでも本事業の対象となりますか。	創業して間もない場合でも，本事業の要件を満たせば対象となります。
10	県外に本社があり，事業所は県内にあるが補助対象になりますか。	本事業は県内に本店又は本社のある企業等を対象としており，県外に本店又は本社のある企業等は対象外です。

サービス業販売チャネル新規開拓・生産性向上支援事業

Q&A

番号	質問	回答
11	大企業・組合でも補助対象になりますか。	中小企業だけでなく、大企業やNPO法人、協同組合等も対象になります。
○ 補助対象経費等について		
12	新型コロナウイルス感染症対策に係る経費は、本事業の補助対象経費となりますか。	新型コロナウイルス感染症対策として支出した経費が、本事業の要件に資するものと認められれば、本事業の対象となります。 例) 新たに設置するレジに取り付けるアクリル版 等
13	既に事業が完了している場合は補助事業の対象になりますか。	対象となるのは申請時に事業が継続しているものに限られ、完了した事業は対象となりません。
14	倉庫等の構築物は補助対象経費になりますか。	簡易なもの（コンテナ、屋根等）のみが対象です。基礎工事を行い土着する建物は対象外です。
15	タブレット等の機器は補助対象経費となりますか。	導入するタブレット等が、本事業の補助対象である商品販路開拓や生産性向上に資する取組と不可分である認められる場合は、対象となります。 例) タブレットを接続しないと、機器が使用できない場合 等 ※ テレワーク用のPCは対象外。
16	コンサルタント料は補助対象経費となりますか。なる場合はどのように金額を経費として計上すれば良いのでしょうか。	補助対象経費となりますが、コンサルタント料は、補助事業実施期間に係るものであって、同期間内に支払われたものが対象です。 ※ 事業実施期間に実施されたものでも、事業実施期間内に支払いのない場合は、対象外。
17	研修費は補助対象経費となりますか。	補助対象経費となりますが、実績報告の際、業務報告書（指導や研修の内容が分かる記録、写真などを含む）の提出が必要です。
18	機械装置等のリースは補助対象経費となりますか。なる場合はどのように金額を経費として計上すれば良いのでしょうか。	補助対象経費となりますが、リースの場合は補助事業実施期間に係るものであって、同期間内に支払われたものが対象です。 ※ 事業実施期間に実施されたものでも、事業実施期間内に支払いのない場合は、対象外。

サービス業販売チャネル新規開拓・生産性向上支援事業

Q&A

番号	質問	回答
19	振込手数料等の手数料は補助対象経費となりますか。	振込手数料、代引手数料は補助対象となりません。
20	商品券やプリペイドカードで購入した物品も対象となりますか。	対象となりません。現金、口座振込又は申請者のクレジットカードで購入したものが対象となります。
21	設備の更新は補助対象経費となりますか。	単なる設備更新は、対象となりません。更なる高性能の設備に更新する場合等で、生産性の向上等が図られることが認められる場合は、対象となります。
22	パンフレットを作成した場合、全額補助対象経費となりますか。	受払簿等を作成・提出いただくことにより、令和4年2月28日までに使用したものが補助対象となり、社内における備蓄分等の未使用分の経費については、補助対象外となります。
23	混合型の補助上限は倍の300万円となりますか。	混合型は販路開拓型と生産性向上型の取組と同様に補助上限は150万円です。
○ 申請手続等について		
24	申請書はどこで手に入るのでしょうか。	専用ホームページからダウンロードしていただきます。ダウンロードできない場合は事務局までお問い合わせください。（事務局電話：099-248-8617）
25	申請先（郵送先）を教えてください。	本事業の事務局宛に以下のとおり、郵送で申請してください。なお、追跡可能な方法（簡易書留やレターパック等）で郵送くださいますよう、お願いいたします。 〒892-8799 鹿児島東郵便局留 サービス業販売チャネル新規開拓等支援事業事務局行
26	提出書類に確定申告書（貸借対照表、損益計算書）とありますが直近の決算書の写しで良いのでしょうか。	直近の決算書の写しに加えて、確定申告書の写しを添えて提出して下さい。

サービス業販売チャネル新規開拓・生産性向上支援事業

Q&A

番号	質問	回答
27	提出書類に身分証明書となるもの等とありますが、具体的にどのような証明書が必要でしょうか。	運転免許証，保険証，パスポート，マイナンバーカード等の身分証明書の写しを1部ご提出ください。 なお，マイナンバーカードは表面のみご提出ください。 上記の身分証明書の無い場合は，事務局までお問い合わせください。
28	提出書類に見積書等（補助対象の経費の積算が確認できる資料）とあるが押印されたものが必要でしょうか。また，写しでも良いでしょうか。	見積書等の押印は省略されていても問題ございません。また，見積書等は原本でなく，写しでも構いません。 なお，事業の実績をご報告いただく際には，領収証等の証拠書類をご提出いただけます。
29	「県税の未納がないことの証明書」はどこで発行できますか。	発行窓口については鹿児島県の公式ホームページからご確認ください。 【県ホームページ】 (https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/nouzeisyoumei.html)〈ホーム〉分類から探す〉くらし・環境〉税金〉申請の手続き案内〉県税の納税証明書〉
30	産業分類の中分類のコードは何を入力すればいいのかわかりません。	総務省の日本標準産業分類を参考にしてください。 総務省 日本標準産業分類 (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/suido/sangyo/index.htm)
31	他の補助金との併用はできますか。	今回の補助事業での併用はできません。
32	交付決定を受けた事業を中止した場合はどうすればいいでしょうか。	中止（廃止）承認申請書を提出する必要があります。
33	補助金申請の結果はいつ頃分かりますか。また，どのような手段で通知されるのでしょうか。	1次募集に申請いただいた場合は7月中，2次募集に申請いただいた場合は9月中に結果を郵送により通知します。 2次募集の場合，事業計画書等の作成に当たっては，事業実施期間が短くなることを踏まえた上でご提出ください。

サービス業販売チャネル新規開拓・生産性向上支援事業

Q&A

番号	質問	回答
34	申請から事業完了までの流れを教えてください。	申請から事業完了まで流れについては、募集要項の別紙3をご参照ください。
○ その他		
35	パンフレットに記載してある専門家とのマッチングについて教えてください。	補助金事業のアドバイザー業務において、専門家とのマッチングを行います。専門家の招へいは事務局が実施しますので、積極的にご相談・ご活用ください。
36	サービスIoT・AI等中核技術導入事業にも今回新たに補助金が新設されているが、その棲み分けはどうなるのでしょうか。	サービス業IoT・AI等中核技術導入事業については県が委託した受託事業者からのIoT・AI等導入に係るコンサルティングを受け、企業経営の効率化を高める中核技術として導入する計画を作成することが必要になります。その計画を実行する際に、その導入に係る経費を補助するものになります。IT導入が一定程度進んだ企業を対象としています。